

## 昭和四十四年政令第二百六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行令  
内閣は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第五条第十項（同法第十七条第二項において準用する場合を含む。）、第七条第一項ただし書、第十四条第二項、第十八条第四項及び第二十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

（収用委員会の裁決申請手続）

第一条 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「法」という。）第五条第十項（法第十七条第二項において準用する場合を含む。）又は第十八条第四項の規定により土地收用法（昭和二十六年法律第一百十九号）第九十四条の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、同条第三項各号（第三号を除く。）に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

（法第七条第一項ただし書の政令で定める行為）  
又は停止させる行為  
二 かんがいの用に供するため土地（水田及び地割れその他の土地の状況により水の著しく浸透しやすい水田を除く。）に水を放流し、又は停滞させる行為

一 水田（地割れその他の土地の状況により水の著しく浸透しやすい水田を除く。）に水を放流し、又は停滞させる行為

三 日常生活の用に供するため、又は日常生活の用に供した水を土地（地割れその他の土地の状況により水の著しく浸透する土地を除く。）に放流する行為

四 用排水路に水を放流する行為

五 ため池その他の貯水施設に水を放流し、又は貯留する行為

六 除伐又は倒木竹若しくは枯損木竹の伐採

七 急傾斜地崩壊危険区域のうち、急傾斜地の下端に隣接する急傾斜地以外の土地の区域における次に掲げる行為

イ 長さが三メートル以下の切りで、のり面の崩壊を生じさせないもの

ロ 高さが五十センチメートル以下で、のり面の崩壊を生じさせないもの

ハ 高さが二メートル以下の盛土で、急傾斜地の下端から二メートル以上離れた土地で行うもの

ハ 高さが二メートル以下の盛土

二 木竹の滑下又は地引による搬出  
地表から五十センチメートル以内の土石の採取で、急傾斜地の下端から二メートル以上離れた土地で行うもの

ヘ 載荷重が一平方メートルにつき二・五トン以下の土石の集積

八 上端に隣接する急傾斜地以外の土地の区域における次に掲げる行為

イ 前号イに掲げる行為

ロ 高さが五十センチメートル以下の切土又は深さが五十センチメートル以下の掘削で、水の浸透又は停滞を増加させないもの

九 次に掲げる工事の実施に係る行為

イ は深さが五十センチメートル以下の切土又は水の浸透又は停滞を増加させないもの

ロ は高さが五十センチメートル以下で、のり面の浸透又は停滞を増加させないもの

ハ 急傾斜地崩壊危険区域のうち、急傾斜地の上端に隣接する急傾斜地以外の土地の区域における次に掲げる行為

イ 前号イに掲げる行為

ロ は深さが五十センチメートル以下の切土又は水の浸透又は停滞を増加させないもの

九 次に掲げる工事の実施に係る行為

イ は深さが五十センチメートル以下の切土又は水の浸透又は停滞を増加させないもの

ロ は高さが五十センチメートル以下の切土又は水の浸透又は停滞を増加させないもの

て準用する場合を含む。）若しくは第十二条第一項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る行為又は同法第三十三条第一項若しくは第三十三条の十七の規定によると認められた者が行う当該命令の実施に係る行為

十 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十三条第一項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る行為又は同法第三十六条、第三十七条、第三十九条第一項若しくは第四十八条第一項若しくは第二項の規定による認可を受けた者が行う当該命令の実施に係る行為

十一 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第六十三条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項（同法第八十七条において準用する場合を含む。）若しくは同法第六十三条の二第一項若しくは第二項の規定によると認められた者が行う当該認可に係る工事

十二 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項、第九条第一項（同法第十七条第一号）第九条第一項又は附則第十一項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事

十三 鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第九条第一項、第九条第一項又は附則第十二条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第十二条第一項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事

十四 鉄道建設法（昭和六十二年法律第九十二号）第八条第一項、第九条第一項（同法第十七条第一号）第九条第一項又は第十二条第一項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事

十五 鉄道建設整備支援機構法（平成十四年法律第二百八十号）以下この号において「機構法」という。）附則第十二条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる機構法附則第十四条の規定による廃止前

十六 土砂の流出又は崩壊の防備を目的とする工事

十七 国土交通大臣が行う航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による飛行場若しくは航空保安施設の設置又はこれらの施設の変更に係る工事の実施に係る行為

十八 國土交通大臣が行う航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による飛行場若しくは航空保安施設の設置又はこれらの施設の変更に係る工事の実施に係る行為

十九 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六条の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事の実施に係る行為

二十 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十七条第一項又は第二項の規定によると認められた者が行う当該認可に係る工事

二十一 港湾漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）による特定漁港漁場整備事業で漁港の区域内への土砂の流入の防止を目的とする施設の施工者が行う当該事業に係る工事の実施に係る行為又は同法第三十九条の二第二項の規定による漁港管理者の土地の欠壊若しくは土砂の流出を防止するために必要な施設の設置その他の措置をとるべき旨の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る行為又は同法第三十七条の規定による許可を受け、若しくは協議をした者が行う当該許可若しくは協議に係る行為

二十二 港湾法（昭和二十五年法律第二百一十八号）による港湾工事で港湾区域に隣接する地域の保全を目的とするものの実施に係る行為又は同法第三十七条の規定による許可を受け、若しくは協議をした者が行う当該許可若しくは協議に係る行為

二十三 土砂の流出又は崩壊の防備を目的とする工事

二十四 土砂の流出又は崩壊の防備を目的とする工事

二十五 土砂の流出又は崩壊の防備を目的とする工事

二十六 土砂の流出又は崩壊の防備を目的とする工事

二十七 土砂の流出又は崩壊の防備を目的とする工事

二十八 土砂の流出又は崩壊の防備を目的とする工事

二十九 土砂の流出又は崩壊の防備を目的とする工事

が行う当該認可に係る行為又は同法第三十三条第一項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る同法第三十三条第一項第三号に規定する索道施設に係る行為

三十 保安林又は保安施設地区において、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条第一項第一項又は第二項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けた者が行う当該許可に係る行為

三十一 土砂の流出又は崩壊の防備を目的とする工事

三十二 土砂の流出又は崩壊の防備を目的とする工事

三十三 土砂の流出又は崩壊の防備を目的とする工事

三十四 土砂の流出又は崩壊の防備を目的とする工事

三十五 土砂の流出又は崩壊の防備を目的とする工事

三十六 土砂の流出又は崩壊の防備を目的とする工事

三十七 土砂の流出又は崩壊の防備を目的とする工事

三十八 土砂の流出又は崩壊の防備を目的とする工事

三十九 土砂の流出又は崩壊の防備を目的とする工事

四十 土砂の流出又は崩壊の防備を目的とする工事

四十一 土砂の流出又は崩壊の防備を目的とする工事

四十二 土砂の流出又は崩壊の防備を目的とする工事

四十三 土砂の流出又は崩壊の防備を目的とする工事

四十四 土砂の流出又は崩壊の防備を目的とする工事

四十五 土砂の流出又は崩壊の防備を目的とする工事

四十六 土砂の流出又は崩壊の防備を目的とする工事

四十七 土砂の流出又は崩壊の防備を目的とする工事

四十八 土砂の流出又は崩壊の防備を目的とする工事

四十九 土砂の流出又は崩壊の防備を目的とする工事

第一条	この政令は、公布の日から施行する。	（施行期日）	附 則（昭和四五年六月三〇日政令第二〇九号）抄
第二条	この政令は、法の施行の日（昭和四十四年八月一日）から施行する。	（施行期日）	附 則（昭和四六年八月三〇日政令第二七九号）抄
第三条	前項の期間は、日本電信電話株式会社の株式の売扱収入による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）、第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七百七十九号）第六条第一項の規定による貸付けの決定（以下「貸付決定」という。）ごとに、当該貸付決定に係る法附則第二項の規定による貸付金（以下「国の貸付金」という。）の交付を完了した日（その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日）の翌日から起算する。	（施行期日）	附 則（昭和六二年九月四日政令第二九五号）抄
第四条	国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。	（施行期日）	附 則（平成三年四月一六日政令第一四五号）抄
第五条	法附則第六項の政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行つた場合とする。	（施行期日）	附 則（平成三年九月一五日政令第三〇四号）抄
第六条	（昭和四四年八月一〇日政令第二二五号）この政令は、公布の日から施行する。	（施行期日）	附 則（平成六年一二月二六日政令第四一一号）抄

第一条	この政令は、法の施行の日（昭和四十四年八月一日）から施行する。	（施行期日）	附 則（昭和四五年一〇月九日政令第三〇〇号）抄
第二条	前項の規定による貸付金の償還期間（二年）の期間を含む。）とする。	（施行期日）	附 則（昭和六二年三月二〇日政令第五四号）抄
第三条	前項の期間は、日本電信電話株式会社の株式の売扱収入による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）、第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七百七十九号）第六条第一項の規定による貸付けの決定（以下「貸付決定」という。）ごとに、当該貸付決定に係る法附則第二項の規定による貸付金（以下「国の貸付金」という。）の交付を完了した日（その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日）の翌日から起算する。	（施行期日）	附 則（昭和六二年九月四日政令第二九五号）抄
第四条	（昭和四四年八月一〇日政令第二二五号）この政令は、公布の日から施行する。	（施行期日）	附 則（平成三年四月一六日政令第一四五号）抄
第五条	（昭和四四年八月一〇日政令第二二五号）この政令は、法の施行の日（昭和四四年八月一日）から施行する。	（施行期日）	附 則（平成三年九月一五日政令第三〇四号）抄
第六条	（昭和四四年八月一〇日政令第二二五号）この政令は、法の施行の日（昭和四四年八月一日）から施行する。	（施行期日）	附 則（平成六年一二月二六日政令第四一一号）抄

第一条	この政令は、法の施行の日（昭和四五年一〇月九日）から施行する。	（施行期日）	附 則（昭和四六年八月三〇日政令第二七九号）抄
第二条	前項の規定による貸付金の償還期間（二年）の期間を含む。）とする。	（施行期日）	附 則（昭和六二年三月二〇日政令第五四号）抄
第三条	前項の期間は、日本電信電話株式会社の株式の売扱収入による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）、第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七百七十九号）第六条第一項の規定による貸付けの決定（以下「貸付決定」という。）ごとに、当該貸付決定に係る法附則第二項の規定による貸付金（以下「国の貸付金」という。）の交付を完了した日（その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日）の翌日から起算する。	（施行期日）	附 則（昭和六二年九月四日政令第二九五号）抄
第四条	（昭和四四年八月一〇日政令第二二五号）この政令は、公布の日から施行する。	（施行期日）	附 則（平成三年四月一六日政令第一四五号）抄
第五条	（昭和四四年八月一〇日政令第二二五号）この政令は、法の施行の日（昭和四四年八月一日）から施行する。	（施行期日）	附 則（平成三年九月一五日政令第三〇四号）抄
第六条	（昭和四四年八月一〇日政令第二二五号）この政令は、法の施行の日（昭和四四年八月一日）から施行する。	（施行期日）	附 則（平成六年一二月二六日政令第四一一号）抄

第一条	この政令は、法の施行の日（昭和四五年一〇月九日）から施行する。	（施行期日）	附 則（昭和四六年八月三〇日政令第二七九号）抄
第二条	前項の規定による貸付金の償還期間（二年）の期間を含む。）とする。	（施行期日）	附 則（昭和六二年三月二〇日政令第五四号）抄
第三条	前項の期間は、日本電信電話株式会社の株式の売扱収入による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）、第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七百七十九号）第六条第一項の規定による貸付けの決定（以下「貸付決定」という。）ごとに、当該貸付決定に係る法附則第二項の規定による貸付金（以下「国の貸付金」という。）の交付を完了した日（その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日）の翌日から起算する。	（施行期日）	附 則（昭和六二年九月四日政令第二九五号）抄
第四条	（昭和四四年八月一〇日政令第二二五号）この政令は、公布の日から施行する。	（施行期日）	附 則（平成三年四月一六日政令第一四五号）抄
第五条	（昭和四四年八月一〇日政令第二二五号）この政令は、法の施行の日（昭和四四年八月一日）から施行する。	（施行期日）	附 則（平成三年九月一五日政令第三〇四号）抄
第六条	（昭和四四年八月一〇日政令第二二五号）この政令は、法の施行の日（昭和四四年八月一日）から施行する。	（施行期日）	附 則（平成六年一二月二六日政令第四一一号）抄